

議案第15号

北上地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項の規定に基づき、別に定めるもののほか、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与等)

第2条 会計年度任用職員の給料その他の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関しては、北上市の会計年度任用職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例(昭和49年北上地区消防組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、別に定めるもののほか、北上地区消防組合一般職の職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第26条に規定する職員には適用しない。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>(非常勤職員等の給与)</u></p> <p><u>第26条 常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u><u>及び法第22条第5項に規定する臨時的任用に係る職員については常勤の職員の給与との権衡を考慮して任命権者が定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p> <p>(単純労務職員の給与)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、別に定めるもののほか、北上地区消防組合一般職の職員(<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p><u>第26条 削除</u></p> <p>(単純労務職員の給与)</p>

第29条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類は、第2条に規定する給与の種類(管理職手当を除く。)とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

別表第1 (第4条関係) 行政職給料表

[略]

備考 この表は、消防職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

第29条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)の給与の種類は、第2条に規定する給与の種類(管理職手当を除く。)とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

別表第1 (第4条関係) 行政職給料表

[略]

備考 この表は、消防職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

備考 改正部分は下線の部分である。

(北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

3 北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年北上地区消防組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定により、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</u></p> <p>第18条 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定により、職員<u>(同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

備考 改正部分は下線の部分である。

令和元年10月21日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等を定めるとともに、所要の改正をしようとするものである。